

### 被用者保険適用拡大の影響

#### 要約

前世紀の終わり頃から非正規雇用と呼ばれる雇用形態の被用者が急激に増大し、これらの者に対する社会保障の在り方が課題となってきました。この増大の背景のひとつとして、働き方の多様化という動きがあり、従来の男性がフルタイムで働き、女性が専業主婦で家事に従事するという夫婦世帯を想定した被用者保険の考え方では、就業時間が短い者は被用者保険の対象となっておらず、保障を十分に行えないという問題点が明らかになってきました。就業時間が短い者の中には、就職氷河期世代などやむを得ず非正規雇用の枠組みで就労する者や、一人親で育児をしながら就労する者、健康上の理由でフルタイム就労が困難な者等が含まれており、これらの者はライフスタイルが被用者であるにもかかわらず、社会保障の適用に当たっては被用者として扱われていません。このため、被用者保険の適用をこれらの者に拡大することにより、意欲ある働き手がさらに働きやすい環境を整えつつ、これらの者の生活の安定を図ることが検討されています。そこで当稿では、現在検討されている被用者保険の短時間労働者への適用拡大の課題のうち、年金分野における方向性を概観するとともに、その財政への影響を見ることとします。

#### これまでの経緯

まず、これまで、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用について、どのような議論が行われてきたか、その経緯をまとめることにします。

##### 1. 平成16年改正から社会保障・税一体改革まで

短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の課題は、2004(平成16)年の年金改正を準備している頃から議論されていました。この改正のときには成案はまとまりませんでした。平成16年改正法附則において、5年を目途に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされました。

その後、政権交代などがあり、年金改革の議

論が遅れた時期がありましたが、2012(平成24)年の社会保障・税一体改革の際に少し進展し、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下「年金機能強化法」)が成立し、平成28年10月から、①週20時間以上就業し、②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、③勤務期間1年以上見込み、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業、という条件を満たす者に厚生年金保険を適用することとしました。ここで⑤にある501人以上という条件は、適用拡大前の基準で適用対象となる者が501人以上働いているという意味です。それまでは概ね週30時間以上働く就業者が適用対象でしたので、一

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

定程度拡大したことになりましたが、これにより43万人が新たに厚生年金被保険者の適用を受けたと推計されています。

さらにこの年金機能強化法には、2019(令和元)年9月末までに適用拡大について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることという規定が定められました。

## 2. 国民会議報告書とプログラム法

社会保障・税一体改革の際には、民主党(当時)、自由民主党、公明党の3党合意の下に、社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」)が2012年に法律で設置され、2013年8月に報告書を公表しました。この報告書は、社会保障制度各分野における課題と今後の改革の進め方を示しましたが、それらは「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(以下「プログラム法」)にまとめられ、検討項目と改革の進め方が法制化されました。

## 3. プログラム法以降

プログラム法における年金分野での検討事項

の中に、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用範囲の拡大が挙げられ、その検討が社会保障・税一体改革のあとも続いています。そして、2016(平成28)年には「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大に関しては、500人以下の企業も、労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とすることとされました。

さらに、2012(平成24)年に成立した年金機能強化法は2019(令和元)年9月末までに適用拡大について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることを定めていますので、2018(平成30)年12月には、社会保障審議会医療保険部会や年金部会における検討に資するように、保険局長及び年金局長の招集により、関連分野の有識者や労働者・事業主団体からなる懇談会が開催されました。この懇談会は2019(令和元)年9月20日まで8回開かれ、議論の取りまとめが

図表 1 適用拡大に関する年表

年	事項	内容
20世紀の終わり頃	非正規雇用の増大	
2004	平成16年改正	改正法附則に適用拡大の検討規定が置かれる。
2009	政権交代	
2012	社会保障・税一体改革	年金機能強化法において①週20時間以上就業、②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、③勤務期間1年以上見込み、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の者に適用(2016(平成28)年10月施行)。さらに、2019(令和元)年9月末までに適用拡大をさらに検討、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされた。
2013	社会保障制度改革国民会議	報告書を公表。プログラム法が成立。
2014	平成26年財政検証	オプション試算の実施。適用拡大は財政的にもプラスであることが示された。
2016	平成28年改正法	従業員500人以下の事業所においても、労使合意に基づいて、企業単位で短時間労働者への適用拡大が可能に。
2018	保険局長・年金局長召集の有識者懇	2019年9月に議論の取りまとめ
2019	令和元年財政検証	オプション試算が実施される

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

行われました。この懇談会における議論も参考にしながら、今後、年金部会でも検討が行われていくことになるでしょう。

### 財政検証とオプション試算

2013(平成25)年の国民会議報告書は、政府に対し、厚生年金保険制度、国民年金制度の財政検証の際に、報告書に示された公的年金保険制度における改革の方向の主なものについて、その財政効果を示すことを要請しました。厚生労働省はこの要請を受けて、平成26年財政検証の際に、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大について、その財政効果をオプション試算として示しました。

平成26年財政検証の際に、厚生年金保険制度の適用拡大について、厚生労働省が行ったオプション試算は、月収が5.8万円以上の被用者を対象とし、①就労時間が20時間以上の者で、学生、就労期間1年以下の者を除いたケース、②月収5.8万円以上のすべての被用者で、厚生年金保険の未適用事業所で就労する者も含めた場合、の2つのケースについて試算が行われました。

その結果、いずれのケースもプラスの財政効果を有することが分かりましたが、特に②のケースは給付水準が著しく改善することが示されました。このようにプラスの効果が出るのは、適用拡大により国民年金第1号被保険者だった多くの者が第2号被保険者になり、国民年金勘定に積立金を残していくため、第1号被保険者一人当たりの積立金の額が大きくなるからです。

このオプション試算は、制度改革の効果を明確に示してくれますので、年金部会において令和元年財政検証においてもオプション試算を行うように要請がありました。これを受けて厚生労働省は、令和元年財政検証においてもオプション試算を行い、今年の8月にその結果を公表しました。

この令和元年財政検証におけるオプション試算の結果については、当誌No.816(2019年9月30日号)において紹介いたしましたが、ここでは適用拡大に関するオプション試算を再度見ておくことにしましょう。

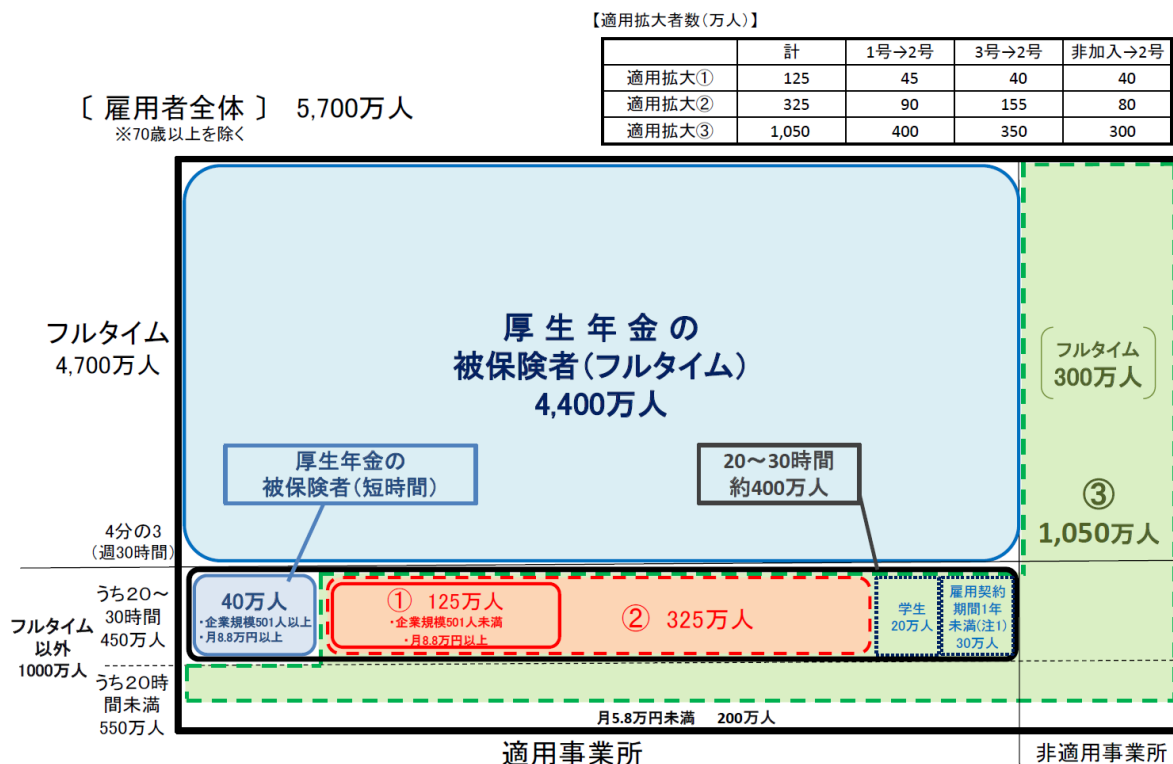
### 令和元年財政検証オプション試算A

令和元年財政検証においては、厚生年金保険制度の短時間労働者への適用拡大に関するオプション試算は、オプションAとしてまとめられています。これについては、3つの適用拡大の方法を想定して試算を行っています。

現在、被用者保険に適用される者は、(1)週20時間以上勤務、(2)月額賃金8.8万円以上、(3)勤務期間1年以上、(4)学生は適用除外、(5)従業員501人以上の企業で就労、という5つの条件を満たす者となっています。ただし、従業員500人以下の企業でも、労使合意があれば、被用者保険の適用対象となります。今回のオプション試算はこれを①現行の企業規模要件(5)を廃止した場合、②現行の賃金要件(2)及び企業規模要件(5)を廃止した場合、③一定の賃金収入(月5.8万円以上)があるすべての被用者に適用拡大した場合、の3つのケースについて将来の給付水準(所得代替率)を示しています。①、②、③それぞれの拡大規模は125万人、325万人、1,050万人と見込まれています。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

図表 2 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数(2018年度時点)



(注1) 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

(注2) 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

(出所)厚生労働省第9回社会保障死因議会年金部会資料

図表 3 適用拡大による給付水準(所得代替率)引き上げ効果

経済前提	給付部分	オプションA-①		オプションA-②		オプションA-③	
		現行	適用拡大後	現行	適用拡大後	現行	適用拡大後
ケースI	全体	51.9%	⇒ 52.4%	51.9%	⇒ 52.8%	51.9%	⇒ 56.2%
	比例	25.3%	⇒ 25.2%	25.3%	⇒ 25.1%	25.3%	⇒ 24.6%
	基礎	26.7%	⇒ 27.2%	26.7%	⇒ 27.8%	26.7%	⇒ 31.6%
ケースIII	全体	50.8%	⇒ 51.4%	50.8%	⇒ 51.9%	50.8%	⇒ 55.7%
	比例	24.6%	⇒ 24.5%	24.6%	⇒ 24.4%	24.6%	⇒ 23.7%
	基礎	26.2%	⇒ 26.8%	26.2%	⇒ 27.6%	26.2%	⇒ 31.9%
ケースV	全体	44.5%	⇒ 45.0%	44.5%	⇒ 45.4%	44.5%	⇒ 49.0%
	比例	22.6%	⇒ 22.5%	22.6%	⇒ 22.4%	22.6%	⇒ 21.7%
	基礎	21.9%	⇒ 22.4%	21.9%	⇒ 22.9%	21.9%	⇒ 27.2%

(出所)厚生労働省第9回社会保障死因議会年金部会資料から筆者作成

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。



試算の結果は図表3に示しています。ただし、人口の前提については、死亡率、出生率ともに中位の場合です。また、経済前提については、ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴの3つのケースについて示しています。経済前提のケースⅠ、Ⅲは経済成長と労働参加が進むケースで、全要素生産性を一番高く見積もったケースがケースⅠ、一番低く見積もったケースがケースⅢとなっています。ケースⅤは経済成長と労働参加が一定程度進む場合のうち、全要素生産性が低い場合を意味していません。

図表3から言えますことは、いずれのケースでも適用拡大により全体の給付水準(所得代替率)が上昇するということです。

オプションA-①のように、企業規模要件を外した場合には、0.4~0.5%ポイントだけ給付水準(所得代替率)が改善することが分かります。特に、基礎年金の所得代替率が上昇することが分かります。オプションA-②の場合には、賃金要件、企業規模要件を廃止する前提で試算していますが、給付水準(所得代替率)の改善は0.8~1.0%となり、ここでも基礎年金の所得代替率が

特に改善することが分かります。

オプションA-③になりますと、一定の収入(月額5.8万円)のある被用者すべてに適用拡大するという前提ですが、給付水準(所得代替率)の改善の度合いは大きく、4.3~4.9%ポイント上昇することが分かります。そして基礎年金の所得代替率の改善は特に大きいことが分かります。

以上のように、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大は、給付水準の改善効果をもたらすことが分かります。

— 次号のお知らせ —

次号は

**10月28日(月)**

発行予定です。

#### 野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.43%(税込み)(20万円以下の場合は、2,860円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号  
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2  
アーバンネット大手町ビル  
TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981  
Email: nenkin@jp.nomura.com

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。